

# **やまなし人材定着奨学金返還支援制度登録企業募集要領**

## **1 趣旨**

山梨県では、若者の県内における就業を促進し、県内への定着を図ることにより、本県の産業を担う人材を継続的かつ安定的に確保するとともに、人口減少危機対策の一層の充実を図るため、県内の中小企業等に就職した大学生等の奨学金返還支援制度（以下「本制度」という。）を創設することとしました。

本制度の趣旨に賛同し、県とともに奨学金返還の支援を行う企業等（以下「登録企業」という。）を募集します。

## **2 事業の全体像**

本制度は、大学等※1在学中に奨学金※2の貸与を受け、卒業または修了後、登録企業※3に正規雇用※4された者が、一定期間県内の事業所で就業した場合に、県と登録企業が協力して奨学金の返還を支援（補助金交付）※5するものです。

なお、本制度への参加を希望する企業等は、手続きが必要です。登録は無料です。

**※ 国、地方公共団体、地方独立行政法人、国立大学法人等は本制度の対象外です。**

- |  |
|--|
| ※1 大学等：大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいいます。  |
| ※2 本制度で対象とする奨学金は次のとおりです。ただし、大学等在籍中に貸与を受けた分（入学時の一時金を除く。）に限ります。<br>①独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）<br>②独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）  |
| ※3 「登録企業」は、本制度の趣旨に賛同し、登録した企業等（法人、団体、個人事業主）をいいます。本要領はこの「登録企業」の募集について記載しています。  |
| ※4 正規雇用とは、次のすべてに該当する雇用をいいます。<br>①期間の定めのない労働契約をしていること。<br>②労働者派遣法第2条第2号に定める派遣労働者として雇用される者でないこと。<br>③同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に、長期雇用を前提として賞与又は退職金制度の実施及び昇給の実施が規定され、当該規則が適用されている労働者であること。 |
| ※5 奨学金の返還支援（補助金）の対象には、利息分を含みません。   |

### 3 登録企業の要件

次の（1）～（3）のいずれの要件も満たしていることが必要です。

（1）山梨県内に本社を有する中小企業等又は勤務先を山梨県内に限定した採用を行う中小企業等で、正規雇用により就業する従業員を採用すること

※中小企業等：

以下に該当する事業主（事業の経営の主体である個人又は法人若しくは法人格がない社団若しくは財団）をいう。

業種 ※業種は、日本標準産業分類上の分類による。	A・Bのいずれかを満たすこと	
	A 資本金の額又は出資の総額	B 常時使用する従業員の数
1 製造業、建設業、運輸業その他の業種（2から4までの業種を除く。）	3億円以下	300人以下
2 卸売業	1億円以下	100人以下
3 サービス業	5,000万円以下	100人以下
4 小売業	5,000万円以下	50人以下

（2）次のいずれにも該当しないこと

- ①国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人
- ②宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- ③山梨県税を滞納している企業等
- ④法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない企業等
- ⑤労働関係法規等の法令に違反している企業等
- ⑥山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団であること及び法人においては役員が、個人事業者においては事業者が同条第2号に規定する暴力団員であること。また、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾しない企業等
- ⑦企業等または企業等の役員等が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったまたは行うおそれのある団体に属している企業等
- ⑧登録申請時点で破産手続開始決定を受けている、倒産または解散している企業等
- ⑨その他本制度の信頼を損なうおそれのある企業等

※国及び法人税法別表第一に掲げる公共法人

沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
港務局	港湾法
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）
水害予防組合／水害予防組合連合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）
地方税共同機構	地方税法
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）
独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が國若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区／土地改良区連合	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

### (3) 次のすべての要件に同意すること

- ①支援対象者を採用し、本制度を適用することとなった場合、毎年の支援額の1／2に相当する額を県が設置する基金に出捐することを確約すること。
- ②登録企業側の事情により①の額を出捐しないこととなった場合は、支援の終了について登録企業において支援対象者の同意を得ること。
- ③支援対象者の採用に向けて、積極的なPRに努めること。
- ④支援対象者の採用に当たっては、制度適用人数までは、必ず本制度を適用して採用すること。
- ⑤支援対象者の採用は行うものの、その方に対して本制度を適用しない場合は、登録企業においてその方の同意を得ること。
- ⑥支援対象者であることをもって、採用活動において不利となる差別的取り扱いをしないこと。  
また、支援対象者であることをもって賃金、労働時間その他労働条件について不利となる差別的取り扱いをしないこと。  
なお、本制度の適用におけるトラブルについては登録企業の責任において解決することとし、県はその責任を負わないものとする。
- ⑦支援対象者の申請手続きに必要な書類等を発行すること。
- ⑧本制度を通じて得た個人情報については責任を持って適正に管理し、本制度の目的以外には一切使用しないこと。

## 4 支援対象者の要件

次の（1）～（3）のいずれかにおいて、要件を全て満たす者で県が登録（認定）した者とします。

### （1）大学生等の場合

- ①大学等を卒業する翌月の初日から起算して6ヶ月以内に、登録企業に正規雇用による就職を希望し、大学等を卒業する日以後直近の4月1日において35歳未満の者であること。
- ②大学等在学中に奨学金を借り入れ、卒業後に返還予定の者であること。
- ③大学等を卒業する日以後直近の4月初日を起点とした10年間のうち、8年間以上山梨県内に勤務し、かつ定住することを目的として県内に住所を有する見込みであること。

### （2）既卒者の場合

- ①登録（認定）申請時点で大学等を卒業・修了している者であること。
- ②山梨県外に居住し、かつ、山梨県外にある企業（県内に本社を有する企業を除く。）に就業している者又は山梨県内にある企業を会社都合で離職した者であること。
- ③登録（認定）申請日の属する年度の翌年度の4月1日において35歳未満の者で、4月末日までに、対象企業に正規雇用による就職を希望する者であること。
- ④大学等在学中に奨学金を借り入れ、補助金交付申請時点で返還残額があり、かつ、滞納額がな

い者であること。

⑤登録（認定）申請日の属する年度の翌年度の4月初日を起点とした10年間のうち、8年間以上山梨県内に勤務し、かつ定住することを目的として県内に住所を有する見込みであること。

### （3）市町村支援満了者の場合

①登録（認定）申請を行う年度が山梨県内にある市町村の実施する奨学金返還支援制度（以下「市町村支援制度」という。）が満了見込みの日の属する年度となる者であること。

②登録（認定）申請日の属する年度の翌年度の4月1日において35歳未満の者で、市町村支援制度の適用前において大学等に在学する学生か大学等を卒業・修了し、山梨県外に居住し、かつ、山梨県外にある企業（県内に本社を有する企業を除く。）に就業している者又は山梨県内にある企業を会社都合で離職した者であること。

③登録（認定）申請日の属する年度の翌年度の4月末日まで、認定申請日から引き続き対象企業に正規雇用による就業を希望する者であること。

④大学等在学中に奨学金を借り入れ、補助金交付申請時点で返還残額があり、かつ、滞納額がない者であること。

⑤登録（認定）申請日の属する年度の翌年度の4月初日を起点とした6年間のうち、4年間以上山梨県内に勤務し、かつ定住することを目的として県内に住所を有する見込みであること。

（注）「（3）市町村支援満了者」は県への支援対象者の登録（認定）申請を市町村支援制度が満了する日の属する年度に行うため、登録（認定）申請の時点で本制度が終了している場合、県からの支援はありませんので注意が必要です。

#### 就業期間の取扱い

##### 1 転勤等による県外での就業期間の取扱い

- ・支援対象者が転勤等により県外の事業所の業務に従事する期間は、就業期間の算定から除外されます。
- ・県外出張や研修など、住民票を移動せずに一時的に県外で業務に従事している期間は、他の従業員と比べて著しく頻回・長期である場合を除き県内の就業期間に算入します。
- ・就業期間の計算に当たっては県内で勤務することとなった日の属する月の翌日（その日が月の15日以前であるときは、その日の属する月）から、県内で勤務しなくなった日の属する月（その日が月の15日以前であるときは、その日の属する月の前月）までの期間の月数の通算によるものとします。

##### 2 出向の就業期間の取扱い

###### ○登録企業に在籍して他企業等に出向する場合

- ・他企業等に出向する期間は、就業期間の算定から除外されます。
- ・就業した期間の計算は、「1 転勤等による県外での就業期間の取扱い」をご覧ください。

###### ○ 登録企業から転籍して他企業等に出向する場合

- ・会社都合による退職と同じ扱いとなります。

## 5 対象となる奨学金

大学等の修学のために貸与を受けた本人による返還が必要な次の奨学金とします。

独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）及び第二種奨学金（有利子）

## 6 支援内容

### （1）大学生等及び既卒者

支援対象者が大学等の在学時に貸与を受けた奨学金総額（既卒者については、大学等の在学時に貸与を受けた奨学金のうち支援金（補助金）交付申請時の返還残額（利子分は除く））の2分の1を8年間で支援（補助）します。ただし、支援（補助）総額は120万円を上限とします。

なお、毎年の支援においては、支援対象者が支払った前年度の奨学金返還実績を参考に支援額（補助額）を決定します。

また、登録企業は県が支援対象者に対して支給する支援金（補助金）のうち、2分の1に相当する額を県が設置する基金に年度ごとに寄附していただきます。

（例）4年制大学を卒業した支援対象者に対する支援（補助）総額

貸与された奨学金総額244.8万円の場合

支援（補助）総額 120万円

（120万円 < 122.4万円 (= 244.8万円 × 1/2)）

企業負担額 60万円 (= 120万円 × 1/2)

※8年間で総額60万円を負担していただきます。

### （2）市町村支援満了者

支援対象者が大学等の在学時に貸与を受けた奨学金のうち、市町村支援満了後、支援金（補助金）交付申請時の返還残額（利子分は除く）の2分の1を4年間で支援（補助）します。ただし、支援（補助）総額は60万円を上限とします。

その他、毎年の支援額の決定、登録企業の寄附については「（1）大学生等及び既卒者」をご覧ください。

## 7 支援の流れ

支援対象者を支援する流れは、おおむね以下のとおりとなります。

### （1）企業等の登録申込・決定

本要領に基づき申請いただいた企業等に対し、県が登録を行い、通知します。

### （2）支援対象者の登録（認定）申請・決定

大学生等は県に支援対象者の登録（認定）を申請し、県が登録（認定）を行い、通知します。

※（1）と（2）は市町村支援満了者を除き、支援対象者の採用前に行われている必要があります。

ます。また、登録企業は支援対象者の申し出に対して本制度を適用するかどうかを採用前までに決定し、支援対象者に通知してください。

「3 登録企業の要件」に記載の要件を必ず遵守してください。

(3) 支援対象者の採用

(4) 支援対象者の支援金（補助金）交付申請・決定

採用された支援対象者は、定められた期日までに登録企業の在職証明書等必要書類を添付のうえ、県に支援金（補助金）の交付の申請を行い、県が決定、支援対象者に通知します。また、登録企業に対しても別途通知します。

(5) 奨学金の返還

支援対象者は、独立行政法人日本学生支援機構に対して奨学金の返還を行います。

(6) 状況報告書及び概算払請求書の提出

支援対象者は、登録企業の在職証明書等必要書類を添付のうえ、毎年5月31日までに、県に前年度の奨学金返還の状況や勤務・居住の状況報告と支援金（補助金）の概算払請求を行います。

(7) 登録企業負担分を県基金へ寄附

登録企業は、県が発行した納入通知書により、支援金（補助金）の企業負担分を県が設置する基金へ寄附いただきます。

(8) 支援金（補助金）交付

登録企業から県に寄附をいただいた後、県から支援対象者に対して支援金（補助金）が交付されます。

※支援期間満了の前年度まで（6）～（8）を繰り返します。また、支援期間満了時には支援対象者からは（6）に代えて実績報告書を提出いただき、（7）（8）を行います。

## 8 登録企業ごとの支援対象者人数（制度適用人数）

支援対象者人数（制度適用人数）については登録申請時に企業ごとに設定してください。

## 9 登録企業の登録申請の手続き

登録を受けるには、県の電子申請サービス「やまなしくらしねっと」から申請してください。

(1) 必要書類

次の書類を電子データ（PDFデータ又は画像データ等）で登録申請書に添付してください。  
なお、後日、必要に応じて原本の提出を求めることがあります。また、追加書類の提出を求める場合がありますのでご承知おき下さい。

①山梨県が発行した直近（申請日前3ヶ月以内に発行）の山梨県税に未納がないことを証明する

納税証明書（全税目）

②法人登記の履歴事項全部証明書（申請日前3ヶ月以内に発行）

※個人事業主は本人確認書類、創業時に税務署に提出し受付印が押印された開業届の控え、確定申告書及び青色申告決算書など代わりとなる書類を添付してください。

③その他知事が必要と認めるもの

## （2）申請期間

令和7年度採用：令和6年10月24日（木）～令和7年3月7日（金）まで

令和8年度採用：令和6年10月24日（木）～令和8年3月6日（金）まで

※令和9年度以降、引き続き本制度に参加する場合は、改めて登録の申請が必要となります。

## 10 登録企業の登録結果の通知等

県は、提出された申請書類を確認し、登録の可否について「やまなしくらしねっと」へアップロードします。「やまなしくらしねっと」からメールが届きましたら、結果を確認してください。

登録企業の情報は、県ホームページ等により周知を行います。登録企業においても、自社のホームページや広報物を活用し、本制度に登録している旨の周知に努めてください。

## 11 登録企業の登録内容の変更手続き

登録企業は、申請いただいた内容に変更があったときは、速やかに県の電子申請サービス「やまなしくらしねっと」から変更申請手続きを行ってください。

なお、「8 登録企業ごとの支援対象者人数（制度適用人数）」で設定した制度適用人数を減らす変更は、原則としてやむを得ない事情があり、かつ、支援対象者に対する十分な説明や同意取得が行われるなど、支援対象者に影響が及ばない場合に限り認められるものとしますので、ご留意ください。

## 12 登録企業の登録取消手続き

登録企業は、「3 登録企業の要件」に該当しなくなったとき又はやむを得ない理由により登録を取り消したいときは、速やかに県の電子申請サービス「やまなしくらしねっと」から取消申請手続きを行ってください。

なお、原則としてやむを得ない事情があり、かつ、支援対象者に対する十分な説明や同意取得が行われるなど、支援対象者に影響が及ばない場合に限り認められるものとしますので、ご留意ください。

## 13 登録企業の登録取消

登録企業が次の（1）～（4）のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことがあります。

（1）登録企業の登録取消手続きによる申請があつたとき

- (2) 登録企業の要件に該当しないことが明らかになったとき又はその要件を遵守しなかったとき
- (3) 申請内容等に虚偽の記載があったとき
- (4) 関係法令に違反するなど、登録企業として不適切であると認められるとき

## 14 問い合わせ先

(制度全般に関すること)

やまなし人材定着奨学金返還支援事務局（ヒューコムエンジニアリング株式会社内）

〒409-3851 山梨県中巨摩郡昭和町河西 1232-1 TEL:080-7044-0200

（「やまなしくらしねっと」での申請に関すること）

山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課地域雇用担当

〒400-0851 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 TEL:055-223-1562

### 附則

この要領は、令和6年10月24日から施行する。

### 附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(様式1)

年　月　日

山梨県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者職氏名

やまなし人材定着奨学金返還支援制度企業登録申請書

やまなし人材定着奨学金返還支援制度登録企業募集要領9の規定に基づき登録したいので、次のとおり申請します。

会社名			
本社所在地			
代表者氏名			
代表者生年月日			
資本金	円		
従業員数	名		
業種 ※主なもの一つを選択	農業、林業　　漁業　　鉱業、採石業、砂利採取業　　建設業 製造業　　電気・ガス・熱供給・水道業　　情報通信業 運輸業、郵便業　　卸売業、小売業　　金融業、保険業 不動産業、物品賃貸業　　学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業　　生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業　　医療、福祉　　複合サービス業 サービス業（他に分類されないもの）		
ホームページURL			
採用年度及び制度適用 人数上限	2025 年度採用	大学生等及び既卒者	有・無
		上限なし	上限あり（名まで）
	2026 年度採用	市町村支援終了後の制度適用	有・無
		上限なし	上限あり（名まで）
連絡先	担当者氏名		
	所属部署名		
	電話番号		
	メールアドレス		

<p>やまなし人材定着奨学金返還支援事業に係る企業登録にあたり、下記に相違ないことを誓約します。</p> <p>(1) 山梨県内に本社を有する中小企業等又は勤務先を山梨県内に限定した採用を行う中小企業等で、正規雇用により就業する従業員を採用すること</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人</li> <li>2. 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等</li> <li>3. 山梨県税を滞納している企業等</li> <li>4. 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない企業等</li> <li>5. 労働関係法規等の法令に違反している企業等</li> <li>6. 山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団であること及び法人においては役員が、個人事業者においては事業者が同条第2号に規定する暴力団員であること。また、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾しない企業等</li> <li>7. 企業等または企業等の役員等が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったまたは行うおそれのある団体に属している企業等</li> <li>8. 登録申請時点で破産手続開始決定を受けている、倒産または解散している企業等</li> <li>9. その他本制度の信頼を損なうおそれのある企業等</li> </ol> <p>(3) 次のすべての要件に同意すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支援対象者を採用し、本制度を適用することとなった場合、毎年の支援額の1／2に相当する額を県が設置する基金に出捐することを確約すること。</li> <li>2. 登録企業側の事情により 1.の額を出捐しないこととなった場合は、支援の終了について登録企業において支援対象者の同意を得ること。</li> <li>3. 支援対象者の採用に向けて、積極的なPRに努めること。</li> <li>4. 支援対象者の採用に当たっては、制度適用人数までは、必ず本制度を適用して採用すること。</li> <li>5. 支援対象者の採用は行うものの、その方に対して本制度を適用しない場合は、登録企業においてその方の同意を得ること。</li> <li>6. 支援対象者であることをもって、採用活動において不利となる差別的取り扱いをしないこと。また、支援対象者であることをもって賃金、労働時間その他労働条件について不利となる差別的取り扱いをしないこと。なお、本制度の適用におけるトラブルについては登録企業の責任において解決することとし、県はその責任を負わないものとする。</li> <li>7. 支援対象者の申請手続きに必要な書類等を発行すること。</li> <li>8. 本制度を通じて得た個人情報については責任を持って適正に管理し、本制度の目的以外には一切使用しないこと。</li> </ol>
---

#### 添付書類

- (1) 山梨県が発行した直近（申請日前3ヶ月以内に発行）の山梨県税に未納がないことを証明する納税証明書（全税目）
- (2) 法人登記の履歴事項全部証明書（申請日前3ヶ月以内に発行）
- (3) その他知事が必要と認めるもの

(様式2)

年　月　日

殿

山梨県知事　長崎幸太郎

やまなし人材定着奨学金返還支援制度企業登録通知書

年　月　日に申請のあつたこのことについて、下記のとおり登録したので通知します。

記

1　登録年月日　　年　月　日

2　登録番号　　一

3　その他

登録内容に変更が生じたときは、企業登録内容変更申請書（様式3）を提出すること。

(様式3)

年　月　日

山梨県知事 殿

住　　所

名　　称

代表者職氏名

やまなし人材定着奨学金返還支援制度企業登録内容変更申請書

やまなし人材定着奨学金返還支援制度登録企業募集要領11の規定に基づき登録内容を変更したい  
ので申請します。

変更する項目		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年　月　日	
変更する理由		

※連絡先（住所、メール、電話番号）を変更した場合は、様式によらず、メールによる報告で差し支えありません。

(様式4)

年　月　日

山梨県知事 殿

住　　所

名　　称

代表者職氏名

やまなし人材定着奨学金返還支援制度企業登録取消申請書

やまなし人材定着奨学金返還支援制度登録企業募集要領1・2の規定に基づき、次のとおり登録の取消しを申請します。

登録番号	
理由等	

(様式5)

年　月　日

殿

山梨県知事　長崎幸太郎

やまなし人材定着奨学金返還支援制度企業登録内容変更（取消）通知書

年　月　日に申請のあったこのことについて、下記のとおり変更（取消）したので通知します。

記

- |             |       |
|-------------|-------|
| 1　変更（取消）年月日 | 年　月　日 |
| 2　内容        |       |